



«発行所»
若葉台第一住宅
管理組合
坂戸市千代田4丁目7番30号
電話 049-283-7950
メール:kanri889_new@wakaba1.com
<http://www.wakaba1.com/>



今年は新型コロナウイルスの影響で、市民防災訓練が中止となりました。安否確認訓練（黄色いタオル作戦）及びシェイクアウト訓練（地震防災訓練）が、9月13日（日）に実施されました。

『黄色いタオル作戦』は昨年に続き2回目となります。ですが、各棟長が掲揚されたタオル等を確認した結果、総戸数886戸のうち参加戸数421戸で48・1%の参加率となりました。ご協力ありがとうございました。

黄色いタオルは、災害時に安否確認の目印になります。掲揚するのは黄色いタオルでなくとも、黄色い衣類や市指定の黄色い袋でも代用可能と思われますので、皆様のご理解ご協力よろしくお願いいたします。

本間 稔
自主防災会長



近年は、ゲリラ豪雨、経験の無い大規模な台風の発生、地震等、様々な自然災害が各地で起こっています。

当団地内では大きな被害報告は受けていませんが、昨年の台風19号では越辺川が決壊し、東坂戸団地が浸水しています。災害が発生した場合まではどうするべきか、下記の事項を参考にしてください。

災害発生時の初期行動について



団地内での自然災害時の行動			
地震	→ 地震時の行動	→ 身の安全	→ シェイクアウトで身を守る ①まず低く②頭を守り③動かない
		火元の確認(初期消火) 出口の確保(窓や戸を開ける) 門や塀に近寄らない	
	地震直後の行動	確かな避難(火災などから) 確かな行動(正しい情報を集める) 安全・安否確認(自宅や近所) 協力して救出・救援 避難行動が必要なときは電気・ガス確認	
	地震後の行動		
大雨・暴風	→ 最新の気象情報に注意	注意報・警報・特別警報	
落雷	→ 最新の気象情報に注意	樹木などの高いものに近づかない(木から2m以上離れる) 鉄筋コンクリート建築物の安全な場所へ避難(公園やテニスコートなどから) 電柱から4m以上離れ姿勢を低く	
竜巻	→ 最新の竜巻情報に注意 身を守る行動	カーテンを閉め窓ガラスから離れテーブルの下へ 屋外にいたら建物の中に避難	
大雪	→ 最新の気象情報に注意	外出を控える 外では転ばないように注意 除雪時に注意	

自転車置場使用契約等の自動更新化及び自転車置場使用料の口座振替化について

自転車置場使用契約の更新作業については、駐車場契約の更新作業とともに多くの組合員の皆様にご協力いただきありがとうございました。

今回その作業の省力化のため自転車置場使用契約等の自動更新化及び使用料徴収について口座振替を5月の通常総会にてご承認をいただきましたので、導入いたします。

その改定したルールの内容について留意点を中心にお話ししたいと思います。

まず来年度は引き続き現行の契約手続にて実施いたします。

契約の自動更新化が始まるのは再来年（2022年）度からとなります。ただし、新たに入居し、自転車置場を利用したい方、自転車の利用台数を現状より増やしたい方等は、別途新たな契約が必要となりますのでよろしくお願いいたします。

契約の自動更新化にとらない管理費・修繕積立金（管理費等）及び駐車場使用料と同様に自転車置場使用料も口座振替により支払っていただくことになりますが（規約第62条1項）、自転車置場使用料のみは毎年3月末日までに口座振替で一年分

を一括して前納していた
だくことになります（自
転車置場運営細則第8条
2項）。年払いの利用は口
座振替に関する引落費用
を圧縮するためです。
なお、賃借人で自転車
置場を利用したい方につ
いても、契約の自動更新
及び自転車使用料の口座
振替のいずれもが利用可
能となります。

(2) 契約の自動更新化にと
もない更新手続につい
て新設いたしました
(自転車置場運営細則第
7条)。

管理組合が承認した使
用期間(毎年3月31日ま
で)満了1か月前までに、
管理組合から、自転車置
場使用者に対し、承認
取消(自転車置場使用料・
管理費等の滞納時等)の
通知がない場合は、さら
に、1年間契約が自動更
新されます。その後の使
用期間満了時においても
同様となります。

承認が取り消された自
転車置場使用者は保有す
る自転車等または原動機
付自転車等を撤去しなけ
ればなりません。

(3) 未承認の自転車等の駐
輪(自転車置場運営細
則第9条二号)について

無断駐輪をしている方
にたいして「承認された
自転車等以外の自転車等
を駐輪させないこと」と
いう定めを明確化いたし
ました。

等（自転車置場運営細則第10条2項・3項）
無断駐輪自転車及び危険物等の持ち込みについて撤去できる定めを追加いたしました。組合員がしたがわない場合は強制撤去となります（処分代は組合員の負担となります）。

(5)ステッカーの更新について

契約等の自動更新化にともない、ステッカーの制度を廃止するという意見もありますが、無断駐輪のチエックの面では有用なので、今後検討を継続いたします。

2. 駐車場運営細則の改定について

(1)利用対象者等の制限の追加（駐車場運営細則第4条二号）

駐車場を利用する者の中から「規約に定める管理費等を滞納している」者は除外されます。

従前から駐車場契約書の条項に定めがありましたが、今回契約等の自動更新化により契約書の交付が一部なくなることから細則に明確化いたしました。

(2)自動二輪車等の契約の自動更新化にともない、自転車の場合と同様、更新手続を新設しまし

(3)自動二輪車等駐車施設（オートバイ等）を利用する原動機付自転車の定義を明確化いたしました（駐車場運営細則第2条一号）。

暮らしのルールにおいては、原動機付自転車は道路交通法ではなく道路運送車両法にもどづき定義されています。この両法は、総排気量の範囲が異なります。

令和2年度さつき賞表彰式

左から2番目が堀内さん

防犯パトロール再開

新型コロナウイルス拡大防止から中止しておりました防犯パトロールは、10月より再開いたしました。

行事予定変更のお知らせ



トピックス

夏祭りーカイフス



今年のテニスコートはテニス爱好者の元気のいい声とボールを打ち返すラケットの音がはつきり聞こえる程の静かな光景。徒渉池から聞こえる笛の小さな子供たちが水遊びではしゃぐ甲高い黄色い声はまったく聞こえません。空っぽの徒渉池がひとつとなりをひそめている姿はとてもさびしいものです。第41回通常総会議案書に掲載されている2020年度年間行事予定が何一つ実行されないまま時が流れています。担当のコミュニティ部としては、まさに開店休業状態であります。この見えない敵との戦いが收まり、団地の活気が早く戻つてくるように、私としてはただただ祈るばかりであります。

今年の梅雨明けは例年に比べて遅く、8月に入つてからでした。会社勤めを卒業してからは本格的な山歩きをご無沙汰しております。現役時代は、梅雨明けの頃に、山歩きの計画を立て一週間程の有給休暇を取得し、山小屋の宿泊予約をし、山の中をのたうちまわる事が、最大の年間行事でした。毎年、梅雨明けの時期になると、その頃の染みついた記憶が呼び起こされ、ついあの山この山に思いを馳せてしまいます。

「開店休業」
〔エヌ・エス・エス〕可々部長 菅野 文夫



春、高層棟にて、バルコニーの手すりが破損するという事故が発生いたしました。高層棟の内23号室のバルコニーの手すり壁には、幅約30cm・高さ1mの細長い手すりがついています。その手すりが根元から折れました。落下による人身事故には至りませんでしたが、経年劣化により内部に鉄さびが発生してもらくなつてしまつた事。さらに根元だけで支持するという仕様であるため、てこの原理で大きな負荷がかかつてしまつた事が原因です。バルコニーの手すりは棟共用部であり、管理組合に保全の責任があります。当然、破損した手すりの交換設置を行うわけですが、同様の手すりが設置されている他の2・3号室の状況に対しても安全上の懸念が発生しました。業者による調査を実施したところ、手すり内部の腐食により、根元の劣化があるものが十数個発見されました。そこで、同仕様の手すり



に関しては、補強工事を行う事となりました。補強実施に関しては理事会の承認が必要ですが、同仕様の手すり全て行うか明らかに劣化しているものだけにするか、様々な意見がありました。しかし、内部の精密な劣化程度の診断は、高額な専門検査でなければ正確には判断できないという事。そして何よりも、事故が再発した際は、人命に関わる重大事故となるおそれがある事から、2・3号室全室の補強実施が承認となりました。

写真の通り、手すり上部・中間部で壁に支持する補強材を取付けました。これによつて、根元に極端な負荷がかかることがなくなり、破損・破断が避けられる仕様となりました。尚、今回の補強工事は、1週間の予定内でおぼ全件、完了することが出来ました。これは、ひとえに、お住まいの皆様の、厚いご協力の賜物であります。ご協力、誠にありがとうございました。

高層棟手すり補強工事完了

施設管理部長
小池 俊哉

団地の銘木

植栽部長 吉澤 豊



春にはコブシが咲き始め続いて杏や桜が満開になり、続いてツツジやサツキそして藤棚の藤が甘い香りを醸し出し、初夏には夏ツバキやタイサンボクの白い花が葉隠れで密やかに開花します。夏から秋に掛けて百日紅の花が、秋になれば木犀の香りが何処からと無く流れてきて、木枯らしが吹き始める山茶花が咲きこぼれる若葉台団地です。

我が団地には1400本あまりの多種多様の高木が在りますが40年を過ぎて銘木、巨木と言える樹木が育っていますので紹介させて頂きます。

※マテバシイ※
ブナ科の常緑高木である。名前の由来は葉がマテガイに似たシイノキであることからきている。日本固有種で九州から南西諸島に自生し、房総半島の南端、紀伊半島に分布している。実はどんぐりで長橢円形。

テレビCMで、「この木、何の木、気になる木・・・♪」と歌われている木に似た姿で、樹高7m程幅8m程でドーム形の大変親しみ深い樹木が9号棟南に在るマテバシイの樹です。周囲の楠やモミの樹と調和してゆつたりとした気持ちにさせてくれる樹です。

其の壱



銘木1：マテバシイ



幹周り4.5mの坂戸市保存樹木



銘木2：ソメイヨシノ

其の参

※ソメイヨシノ※
エドヒガンと日本固有種のオオシマザクラの雑

木の桜です。団地が出来る前より存在していたと

言われる樹齢が不明の幹廻り4.5m樹高15m程で横に伸びた大枝は10mを超えて頬杖一本に支えられています。

其の弐

江戸時代末期から明治初期に、江戸の染井村に集落を作っていた造園師や植木職人達によって育成された。

最初、サクラの名として名高い大和の吉野山にちなんで、「吉野」「吉野桜」として売られ広まつたが、この名称では吉野山に多いヤマザクラと混同される恐れがあった。

子宝や夫婦和合の樹として、観光地の神社などで見かけた事がある樹が22号棟前に在ります。

樹高6m幅6m程のスダシイの樹ですが2本の枝が腕ほどの太さで接合して輪を作っています。

こんな樹がわが団地にも22号棟より枝の下で見ることが出来ます。

其の四

※スダシイ※
ブナ科シイ属の常緑広葉

樹である。普通、シイという場合には本種を指す。

日本では福島県および新潟県以西・以南から与那国島まで、日本国外では韓国の濟州島に分布する。

種とする交配で生まれた。江戸時代末期から明治初期に、江戸の染井村に集落を作っていた造園師や植木職人達によって育成された。



結合して輪を作っている



銘木3：スダシイ